

6月定例会の概要



令和3年第3回6月定例会は、5月31日から6月16日までの17日間の会期で行われ、市長提案議案13件、議員提案議案2件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

国保税・介護保険料の減免に関する条例の改正、小泉川ポンプ場の耐震化・改築工事など

第64号 新型コロナウイルスの影響を受けた被保険者を支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度も一定程度収入が減少するなどし、国民健康保険税・介護保険料を負担することができなくなった方について、令和3年度も引き続き、減免を行えるよう改正するもの。

併せて、「新型コロナウイルス感染症」の定義の記述、介護保険料の減免に係る「世帯の主たる生計維持者」の合計所得金額の基準を変更するもの。

議員

令和2年度の実績について問う。

国民健康保険税については、平成31年度（令和元年度）が28件、52万5,

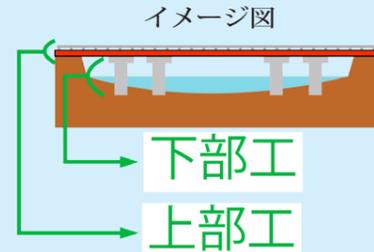
100円。
令和2年度が55件、936万6,600円。
介護保険料については、平成31年度（令和元年度）が27件、26万5,700円。
令和2年度が37件、246万4,820円となっている。

用語解説

橋の工事契約の時に出てくる「下部工」「上部工」ってなに？（議案第65号関連）

下部工（かぶこう）
→ 橋台や橋脚、基礎や杭といった、橋における柱から下の部分全般の総称。

上部工（じょうぶこう）
→ 橋台・橋脚の上に設けられた橋げたの部分の総称。



第62号 ひとり親家庭医療費助成の一部改正

福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、助成の対象となる児童の定義を改めるため改正するもの。

現行では児童の定義を、「18歳未満の者及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者」、「18歳に達した日において学校教育法に規定する学校又は市長が定める学校、教育施設等に在籍している場合は、その日以後における最初の3月31日までの間にある者」となっており、通学の有無によって違いがあったが、今回の改正により、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とし、通学の有無に関わらず助成の対象になる。

第66号 小泉川ポンプ場の耐震化・改築工事に関する協定の締結

小泉川ポンプ場が供用開始から43年が経過し劣化が進んでいること、現在の耐震基準を満たしていないため、大地震により被災した場合に排水機能が停止する恐れがあることから、耐震化及び改築工事について「地方共同法人 日本下水道事業団」と協定を締結するもの。

事業期間は令和3年度から令和6年度の4年間で、令和3年度においては屋根防水工事等の更新及び耐震工事を実施する予定となっている。

また、事業費は4年間の合計で11億8,931万円となっており、そのうち5億8,765万5,000円が国費となっている。

議員

新設する検討はなかったのかについて問う。

同規模の排水機場を建設するには40億円から50億円以上の費用がかかるかと想定しており、その費用を賄うことは困難なため、

国土強靱化事業として国の支援を受けながら、改築及び耐震化を進めていきたいと考えている。



小泉川ポンプ場を視察する議員ら

